

## 「岡山理科大学マネジメント学会」会則

(名称)

第1条 本会は、岡山理科大学マネジメント学会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を岡山理科大学経営学部内、事務室を同学部長室内に置く。

(目的)

第3条 本会は、経営及びデータサイエンスに関する諸問題を研究調査することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 機関誌 (PDF)「岡山理科大学 経営とデータサイエンス」(英文名: OUS Management and Data Science) の発行
- (2) 研究資料の収集
- (3) 講演・研究会等の開催及び支援

(会員の種別)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員: 経営学部専任教員、本学部系列の修士課程・博士課程の学生及び修了生並びに他学部、他学科専任教員など本会に対し入会を希望する者で評議員会の承認を得たもの
- (2) 特別会員: 本会のために特別に援助を与えるために入会した法人や個人

(会費)

第6条 本会は会費を徴収しないものとする。

(会員の権利)

第7条 会員は、学術誌 (PDF) の配付を受け、本会の主催をする講演、研究会等に出席することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 普通会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会長に退会届を提出したとき。
  - (2) 死亡したとき。
- 2 特別会員については、前項の各号の一を準用する。

(退会)

第9条 普通会員及び特別会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(役員)

第10条 本会の事業を遂行するために次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 評議員 6名 (各領域2名)
- (3) 監 事 2名

2 会長は経営学部学部長をもってあてる。

3 評議員のうち3名を幹事とする。

(評議員の構成)

第11条 評議員の構成は以下とする。

- (1) 経営学部専任教員 6名
- (2) 本学部系列の修士課程, 博士課程から選出された在學生 1名

(幹事の構成)

第12条 幹事の構成は以下とする。

- (1) 経営学部専任教員 3名

(監事の構成)

第13条 監事の構成は以下とする。

- (1) 経営学科専任教員 2名

(役員職務)

第14条 会長は本会を代表して会務を統括する。

- 2 評議員と会長は評議員会を構成し, 会務を執行する。
- 3 幹事は, 機関誌の編集など, 本会の事業の直接運営にあたる。
- 4 監事は, 本会の業務執行の状況及び財産の状況を監査する。

(役員任期)

第15条 役員任期は1年とし, 再任を妨げない。

(評議員会の開催)

第16条 通常評議員会は毎年2回開催する。

- 2 決算及び予算を承認するための評議員会は, 会計年度の終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めるとき。
  - (2) 3名以上の評議員から, 会議の目的を記載した電子メールを含む書面によって招集の請求があったとき。

(評議員会の招集)

第17条 評議員会は, 会長が招集する。

- 2 会長は, 前条第3項第2号の規定による請求があったときは, その請求のあった日から10日以内に評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会を招集するときは, 会議の日時, 場所及び審議事項を記載した, 電子メールを含む書面をもって, 開会日の2週間前までに通知しなければならない。ただし, 評議員全員の同意があるときは, 招集の手続きを経ることなく評議員会を開くことができる。
- 4 監事は評議員会に出席し, 意見を述べることができる。

(評議員会の議長)

第18条 評議員会の議長は, 会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

(評議員会の定足数)

第19条 評議員会は, 評議員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第20条 評議員会の議決は出席者の過半数をもって決し, 可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第21条 評議員会を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席した評議員の氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 会員は議事録を閲覧することができる。

(会計)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 本会の決算及び予算は、評議員会の承認を受けなければならない。

3 監事は本会の決算及び会計に関する書類を監査し、その結果を評議員会に報告する。

(会則の改正)

第23条 本会則の改正は評議員会の決議による。

附 則 平成30年11月1日よりこれを施行する。